

○四條畷市いじめ問題対策連絡協議会及び四條畷市いじめ問題再調査 委員会規則

平成 27 年 10 月 14 日

規則第 21 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 3 条の 2）

第 3 章 四條畷市いじめ問題再調査委員会（第 4 条—第 5 条の 2）

第 4 章 雑則（第 6 条—第 8 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 27 年条例第 25 号）第 5 条及び第 14 条の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び四條畷市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会

（会長及び副会長）

第 2 条 連絡協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、連絡協議会の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第3条の2 連絡協議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

第3章 四條畷市いじめ問題再調査委員会

(委員長及び副委員長)

第4条 再調査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 再調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、再調査委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 再調査委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条の2 再調査委員会の庶務は、市民生活部人権・市民相談課において処理する。

第4章 雑則

(オンラインによる会議)

第6条 連絡協議会の会長又は再調査委員会の委員長は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 連絡協議会及び再調査委員会の委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会及び再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長及び委員長が連絡協議会及び再調査委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年規則第９号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和５年規則第２５号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年規則第２号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規則第２４号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第５条の２の規定は、この規則の施行の日以後にされた四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成２７年条例第２５号）第１２条に規定する市長の諮問（以下「諮問」という。）に係る事案について適用し、同日前にされた諮問に係る事案については、なお従前の例による。